

清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号
ファクシミリ番号
メールアドレス

宮崎県が発注する下記業務の委託契約に係る競争入札の参加資格審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録希望業務 （申請書 1 枚につき 希望するもの 1 つに ○印をつけること。）		清掃業務													
		警備保障業務（人的警備）													
		警備保障業務（機械警備）													
		ねずみ昆虫等防除業務													
		庁舎・職員宿舍修繕管理業務													
業務可能（参加希望）地区（希望するものに○印をつけること。）															
全県	宮崎市	東諸県郡	日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	西都市	児湯郡	日向市	東臼杵郡	延岡市	西臼杵郡

- ※ 清掃業務、警備保障業務の登録を受けようとする者は、該当する別紙 1「登録審査表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙 2「役員等の一覧表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙 3「特別徴収実施確認・開始誓約書」を記載し、直近の領収書の写しを添付するか、市町村確認印を受けた上、申請書と併せて提出すること。

(裏 面)

(添付書類)

- 1 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書
- 2 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書（個人の場合に限る。）
- 3 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物衛生法第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- 4 警備保障業務の登録にあつては、警備業法に基づく認定等を受けていることを証する書面の写し
- 5 庁舎・職員宿舍修繕管理業務の登録にあつては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法第2条第2項に規定する一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士であること又は建設業法施行令第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し
- 6 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 7 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 8 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 9 営業上の登録等一覧表（別記様式第3号）及びそれを証する書面の写し
- 10 営業所等一覧表（別記様式第4号）
- 11 経営規模等総括表（別記様式第5号）
- 12 決算年度別契約実績一覧表（別記様式第6号）及び契約実績に係る契約書の写し
- 13 最近2年間（現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間）の財務諸表
- 14 最近2年間の所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）
- 15 職員及び業務用機械器具等一覧表（別記様式第7号）及び社会保険加入を証する書面
- 16 有資格職員名簿（別記様式第8号）及びそれを証する書面の写し
- 17 中小企業協同組合にあつては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿
- 18 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、それを証する書面の写し
- 19 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者雇用状況調査票（別記様式第9号）
- 20 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- 21 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施状況表（別記様式第10号）
- 22 育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合にあつては、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
- 23 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める書類
 - (1) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し
 - (2) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている場合（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。） 届出書の写し
 - (3) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し
 - (4) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証を受けている場合 認証書の写し
- 24 その他知事が必要と認める書類

登 録 審 査 表

商 号 又 は 名 称		新規・更新 の 区 分		
審 査 事 項		記載欄	数値	
(1)契約実績		千円		
(2)自己資本額		千円		
(3)職員数		人		
(4)流動比率 M／N (%)		%		
流動資産 M		千円		
流動負債 N		千円		
(5)総資本経常利益率 S／R (%)		%		
経常利益 S		千円		
総資本額 R		千円		
(6)自己資本比率 P／R (%)		%		
自己資本額 P		千円		
総資本額 R		千円		
(7)営業年数		年		
(8)技術職員数 1		人		
ア 建築物環境衛生管理技術者		人		
イ 統括管理者		人		
ウ 清掃作業監督者		人		
エ ビルクリーニング技能士		人		
オ 空調給排水管理監督者		人		
(9)技術職員数 2		人		
カ 貯水槽清掃作業監督者		人		
キ 防除作業監督者		人		
ク 空気環境測定実施者		人		
ケ 空気調和用ダクト清掃作業監督者		人		
コ 排水管清掃作業監督者		人		
(10)営業に関する登録（該当するものは記載欄に○を記載）				
サ 建築物環境衛生総合管理業				
シ 建築物清掃業				
ス 建築物空気環境測定業				
セ 建築物空気調和用ダクト清掃業				
ソ 建築物飲料水水質検査業				
タ 建築物飲料水貯水槽清掃業				
チ 建築物排水管清掃業				
ツ 建築物ねずみ昆虫等防除業				
(11)過去 2 年の従事者研修実施状況（該当する番号を記載） ①毎年 1 回以上実施、② 1 回実施、③実施なし				
(12)雇用障がい者数（法定雇用義務がある場合は超えている人数）		人		
(13) I S O取得 （該当するものは記載欄に○を記載）		ISO9001		
		ISO14001		
(14)働きやすい職場環境 の整備 （該当するものは記載欄 に○を記載）	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出			
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出（常時雇用する労働者数が 100人以下の事業主に限る。） ③女性活躍推進法第 9 条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第 5 条の規定による認証			
総 合 点 数				

判定

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

登 録 審 査 表

商 号 又 は 名 称		新規・更新 の 区 分	更新
審 査 事 項		記載欄	数値
(1) 契約実績 様式第5号に記載した年間平均高を転記		21,000 千円	20
(2) 自己資本額 様式第5号から転記		15,000 千円	5
(3) 職員数 様式第5号の常用職員の社会保険加入の「ローイ」を転記		10 人	4
(4) 流動比率 M／N (%)		150 %	5
流動資産 M 様式第5号から転記		3,000 千円	
流動負債 N 様式第5号から転記		2,000 千円	
(5) 総資本経常利益率 S／R (%)		8 %	5
経常利益 S 様式第5号から転記		4,000 千円	
総資本額 R 様式第5号から転記		50,000 千円	
(6) 自己資本比率 P／R (%)		30 %	4
自己資本額 P 様式第5号から転記		15,000 千円	
総資本額 R 様式第5号から転記		50,000 千円	
(7) 営業年数 様式第5号から転記		20 年	10
(8) 技術職員数 1 様式第7号の有資格職員延人数を転記		5 人	5
ア 建築物環境衛生管理技術者		1 人	
イ 統括管理者		1 人	
ウ 清掃作業監督者		1 人	
エ ビルクリーニング技能士		1 人	
オ 空調給排水管理監督者		1 人	
(9) 技術職員数 2 様式第7号の有資格職員延人数を転記		3 人	2
カ 貯水槽清掃作業監督者		0 人	
キ 防除作業監督者		2 人	
ク 空気環境測定実施者		1 人	
ケ 空気調和用ダクト清掃作業監督者		0 人	
コ 排水管清掃作業監督者		0 人	
(10) 営業に関する登録（該当するものは記載欄に○を記載）			3
サ 建築物環境衛生総合管理業		○	
シ 建築物清掃業			
ス 建築物空気環境測定業			
セ 建築物空気調和用ダクト清掃業			
ソ 建築物飲料水水質検査業			
タ 建築物飲料水貯水槽清掃業			
チ 建築物排水管清掃業			
ツ 建築物ねずみ昆虫等防除業		○	
(11) 過去 2 年の従事者研修実施状況（該当する番号を記載） ①毎年 1 回以上実施、② 1 回実施、③実施なし		①	2
(12) 雇用障がい者数（法定雇用義務がある場合は超えている人数）		人	2
(13) I S O 取得 （該当するものは記載欄に○を記載）	IS09001	○	4
	IS014001	○	
(14) 働きやすい職場環境 の整備 （該当するものは記載欄 に○を記載）	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出	○	1
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主に限る。）、③女性活躍推進法第 9 条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第 5 条の規定による認証		0
総 合 点 数			72

様式第5号

判定

A

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

登 録 審 査 表

商 号 又 は 名 称		新規・更新 の 区 分	
審 査 事 項		記載欄	数値
(1) 契約実績		千円	
(2) 自己資本額		千円	
(3) 職員数		人	
(4) 流動比率 M／N (%)		%	
流動資産 M		千円	
流動負債 N		千円	
(5) 総資本経常利益率 S／R (%)		%	
経常利益 S		千円	
総資本額 R		千円	
(6) 自己資本比率 P／R (%)		%	
自己資本額 P		千円	
総資本額 R		千円	
(7) 営業年数		年	
(8) 技術職員数 1		人	
ア 警備員指導教育責任者		人	
イ 機械警備業務管理者		人	
(9) 技術職員数 2		人	
ウ 施設警備業務 1 級検定合格警備員		人	
エ 施設警備業務 2 級検定合格警備員		人	
(10) 雇用障がい者数（法定雇用義務がある場合は超えている人数）		人	
(11) I S O 取得 （該当するものは記載欄に○を記載）	IS09001		
	IS014001		
(12) 働きやすい職場環境の整備 （該当するものは記載欄に○を記載）	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出		
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出（常時雇用する労働者数が 100人以下の事業主に限る。）、③女性活躍推進法第 9 条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第 5 条の規定による認証		
総 合 点 数			

判定

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

登 録 審 査 表

商号又は名称	新規・更新 の 区 分	更新
(株)〇〇警備保障		
審 査 事 項	記載欄	数値
(1) 契約実績 様式第5号に記載した年間平均高を転記	51,000 千円	30
(2) 自己資本額 様式第5号から転記	10,000 千円	5
(3) 職員数 様式第5号の常用職員の社会保険加入の「ローイ」を転記	100 人	10
(4) 流動比率 M/N (%)	50 %	2
流動資産 M 様式第5号から転記	5,000 千円	
流動負債 N 様式第5号から転記	10,000 千円	
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)	-1 %	1
経常利益 S 様式第5号から転記	-1,000 千円	
総資本額 R 様式第5号から転記	70,000 千円	
(6) 自己資本比率 P/R (%)	14 %	2
自己資本額 P 様式第5号から転記	10,000 千円	
総資本額 R 様式第5号から転記	70,000 千円	
(7) 営業年数	14 年	6
(8) 技術職員数 1 様式第7号の有資格職員延人数を転記	3 人	5
ア 警備員指導教育責任者	2 人	
イ 機械警備業務管理者	1 人	
(9) 技術職員数 2 様式第7号の有資格職員延人数を転記	23 人	12
ウ 施設警備業務 1 級検定合格警備員	12 人	
エ 施設警備業務 2 級検定合格警備員	11 人	
(10) 雇用障がい者数 (法定雇用義務がある場合は超えている人数)	-1 人	-2
(11) ISO取得 (該当するものは記載欄に○を記載)	ISO9001	2
	ISO14001	○
(12) 働きやすい職場環境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出	○
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出(常時雇用する労働者数が100人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証	○
総 合 点 数		74

様式第5号

判定

A

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

役員等の一覧表

[illegible]

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員並びにその支店及び営業所を代表する者を記載すること。
 ※役名については、代表者、代表取締役、取締役、監査役、支店長等を記載し、括弧書きで「常勤」又は「非常勤」を記載すること。
 ※性別は、男・女のいずれかに○を付けること。

1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し及び契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

記入責任者	
電話連絡先	

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

チェック欄（次のいずれか該当する項目欄の□にチェックを入れてください。）

〈領収証書の写し添付〉

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 直近の領収証書の写しを添付してください。

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しがない場合等

〈特別徴収実施確認〉

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

〈特別徴収義務がない場合〉

- ☐ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。 → 確認印を受けてください。

〈開始誓約〉

- ☐ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）宛てに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

営 業 上 の 登 録 等 一 覧 表

登録、認定等の内容		登録等の年月日
清掃業	建築物環境衛生総合管理業の登録(法第12条の2第1項第8号)	年 月 日
	建築物清掃業の登録(法第12条の2第1項第1号)	年 月 日
	建築物空気環境測定業の登録(法第12条の2第1項第2号)	年 月 日
	建築物空気調和用ダクト清掃業の登録(法第12条の2第1項第3号)	年 月 日
	建築物飲料水水質検査業の登録(法第12条の2第1項第4号)	年 月 日
	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録(法第12条の2第1項第5号)	年 月 日
	建築物排水管清掃業の登録(法第12条の2第1項第6号)	年 月 日
	建築物ねずみ昆虫等防除業の登録(法第12条の2第1項第7号)	年 月 日
警備保障業務	標識(警備業法第6条)	年 月 日
	営業所の届出等(警備業法第9条)	年 月 日
	機械警備業務の届出(警備業法第40条)	年 月 日
ねずみ昆虫等防除業務	建築物ねずみ昆虫等防除業の登録(法第12条の2第1項第7号)	年 月 日

(注) 1 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
2 この表に記載されている登録、認定等以外にも業務に関し取得しているものがある場合は、その内容も記載すること。
3 この表に記載した登録、認定等については、これを証する書面の写しを添付すること。

様式第 4 号（第3条関係）

営 業 所 等 一 覧 表

名称及び代表者又は責任者	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
(出張所又は連絡所)		

経 営 規 模 等 総 括 表

新規・更新		登録業務	清掃・警備 (人的・機械)				ねずみ昆虫等防除		庁舎・職員宿舎 修繕管理		適格組合 証 明	年 月 日 第 号	
商号又は名称					住所	TEL			代表者				
契 約 実 績	区 分	直前第2年度決算直前第1年度決算				年間平均高				※審 査			
		年 月 日から 年 月 日まで ①		年 月 日から 年 月 日まで ②		$\frac{①+②}{2}$							
		千円		千円		千円							
官 公 庁													
民 間													
計													
度直 決前 算第 状一 況年	区 分	年 月 日から 年 月 日まで											
	流動資産計(m)	千円			流動負債計(n)			千円					
	固定資産計(Q)				総資本額(R)								
	自己資本額(P)				経常利益(S)								
	比 率	$\frac{(m)}{(n)}$			$\frac{(S)}{(R)}$			$\frac{(P)}{(R)}$					
職 員 数	区 分		作業従事職員				事務員 イ		合計 ロ		ローイ		
			有資格者		その他								
	常用 職員	社会保険加入	人		人		人		人		人		
		社会保険未加入 計											
障 が い 者 雇 用	障害者の雇用の促進等に関する法律に 基づく法定雇用義務		有		無		I S O 取 得	取得しているものに○印をつけ、登録期限を記載すること。					
	法定雇用障がい者数		人					ISO9001		年 月 日まで			
	雇用障がい者数		人		人			ISO14001		年 月 日まで			
従事者研修の実施状況			該当するものに○印を付けること。										
			①過去2か年で 毎年1回以上				②過去2か年で 1回				③過去2か年で実 績無し		
働きやすい職場環境の整備			育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署へ届出を行っている場合は、○印を付けて届出日を記載すること。						年 月 日				
			次の認定若しくは認証を受け、又は届出を行っている場合は、○印を付けてその日付を記載すること。										
			① 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定						年 月 日				
			② 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の都道府県労働局長への届出(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)						年 月 日				
			③ 女性活躍推進法第9条の規定による認定						年 月 日				
			④ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証						年 月 日				
営 業 年 数	創 業		転廃業(休業)				現組織へ変更				営業年数計		
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで				年 月				年 月		

(注) 1 登録業務ごとに別葉に作成すること。
2 「新規・更新」の欄及び「登録業務」の欄は、該当するものに○印を付けること。
3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合にあっては、「適格組合証明」の欄に、経済産業局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
4 「契約実績」の欄は、決算年度別契約実績一覧表(別記様式第6号)の契約金額の計と一致すること。
5 「職員数」の欄は、職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)の常用職員の人数と一致すること。
6 ※印の欄は、記載しないこと。

決 算 年 度 別 契 約 実 績 一 覧 表

1 区 分

業 務 〔 該当するものに ○印を付けること。 〕		清掃業務	発注区分		官 公 庁
		警備保障業務			民 間
		ねずみ昆虫等防除業務	事業年度	第	期
		庁舎・職員宿舍修繕管理業務		年 月から 年 月まで	

2 契約実績

（単位：千円）

番号	発注者	契約期間	契約金額	業務の内容	施設の場所
計					

- （注） 1 申請日の直前の事業年度 2 年間の契約実績を、この様式により、業務、発注区分及び事業年度ごとに別葉として作成すること。
- 2 「官公庁」とは国及び地方公共団体とし、「民間」とはそれ以外とすること。
- 3 「2 契約実績」については、宮崎県内の施設における契約金額 1 0 0 万円以上のものについて記載すること。なお、長期継続契約については、12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。（千円未満の端数は切り捨てること。）
- 4 「2 契約実績」に係る契約書の写し（発注者押印、契約期間、契約金額、業務の内容、施設の場所を蛍光ペンで塗布するとともに、番号を記載すること。）を添付すること。
- 5 清掃業務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号及び第8号に規定する清掃業務とする。ただし、その清掃業務が主たる契約において他の清掃業務と合算した契約の場合は、その契約金額とする。
- 6 警備保障業務については、警備業法第2条第1項に規定する警備業務とする。
- 7 ねずみ昆虫等防除業務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号に規定する業務とする。
- 8 庁舎・職員宿舍修繕管理業務については、事業所又は共同住宅等における管理業務（修繕業務を含む。）とする。
- 9 「施設の場所」は、市町村名まで記載すること。

様式第7号（第3条関係）
（その1）清掃業務

職 員 及 び 業 務 用 機 械 器 具 等 一 覧 表

1 職員の状況

区 分		常用職員			有資格職員 延 人 数
		社会保険 加 入 人	社会保険 未 加 入 人	計 人	
有 資 格 職 員	建築物環境衛生管理技術者(法第7条)				
	統括管理者(規則第30条の2)				
	清掃作業監督者(規則第25条の2)				
	ビルクリーニング技能士(職業能力開発 促進法(昭和44年法律第64号)第44条)				
	空調給排水管理監督者(規則第30条)				
	貯水槽清掃作業監督者 (規則第28条の2)				
	防除作業監督者(規則第29条の2)				
	空気環境測定実施者(規則第26条の2)				
	空気調和用ダクト清掃作業監督者 (規則第26条の4)				
	排水管清掃作業監督者(規則第28条の4)				
清 掃 員					
事 務 員					
計					

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第8号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
5 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
6 この表において「規則」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則をいう。
7 「清掃員」は、清掃作業従事者研修（規則第25条の6）を受けた人数を計上すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
真空掃除機			
床みがき機			

- (注) 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第 7 号（第 3 条関係）
（その 2）警備保障業務

職 員 及 び 業 務 用 機 械 器 具 等 一 覧 表

1 職員の状況

区 分		常用職員			有資格職員 延 人 数
		社会保険 加 入 人	社会保険 未 加 入 人	計 人	
有 資 格 職 員	警備員指導教育責任者（法第22条）				
	機械警備業務管理者（法第42条）				
	施設警備業務に係る 1 級検定合格警備員 （規則第 2 条）				
	施設警備業務に係る 2 級検定合格警備員 （規則第 2 条）				
その他の警備員					
事 務 員					
計					

- （注） 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
- 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
- 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
- 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第 8 号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
- 5 この表において「法」とは、警備業法をいう。
- 6 この表において「規則」とは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）をいう。
- 7 「その他の警備員」は、警備業法第45条に基づく警備員の名簿から有資格職員を除いた警備員の人数を記載すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
携帯無線機		専用回線	
車輛			
無線基地局（固定局）			
無線基地局（移動局）			

- （注） 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第 7 号（第 3 条関係）
（その 3）ねずみ昆虫等防除業務

職 員 及 び 業 務 用 機 械 器 具 等 一 覧 表

1 職員の状況

区 分		常用職員			有資格職員 延 人 数
		社会保険 加 入	社会保険 未 加 入	計	
有 資 格 職 員 作 業 員	建築物環境衛生管理技術者（法第 7 条）	人	人	人	人
	統括管理者（規則第30条の 2）				
	防除作業監督員（規則第29の 2）				
	防除作業従事者研修受講者				
	その他の作業員				
事 務 員					
計					

- （注） 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
- 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
- 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
- 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第 8 号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
- 5 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
- 6 この表において「規則」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則をいう。
- 7 「防除作業従事者研修受講者」は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の従事者のための講習の課程を修了し、修了した日から 2 年を経過しないものの人数を計上すること。
- 8 「その他の作業員」は、有資格職員及び防除作業従事者研修受講者以外の作業員を計上すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
照明器具		散粉機	
調査用トラップ		真空掃除機	
実態顕微鏡		防毒マスク	
毒じ皿		消火器	
毒じ箱		専用の保管庫	
補そ器			
噴霧器			

- （注） 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第 7 号（第 3 条関係）
（その 4）庁舎・職員宿舍修繕管理業務

職 員 及 び 業 務 用 機 械 器 具 等 一 覧 表

1 職員の状況

区 分		常用職員			有資格職員 延 人 数
		社会保険 加 入	社会保険 未 加 入	計	
有 資 格 職 員	一級又は二級建築士（建築士法第 2 条）	人	人	人	人
	一級又は二級建築施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
	一級又は二級電気工事施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
	一級又は二級管工事施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
事 務 員					
計					

- （注） 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
- 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
- 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
- 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第 8 号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。

様式第8号（第3条関係）

有 資 格 職 員 名 簿

資 格 の 名 称					
整理 番号	職 員		法 令 等 に よ る 業 務 資 格		
	氏 名	住 所	取得年月日	有効期限	経験年月数
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
計	人				

- (注) 1 資格の名称ごとに別葉に作成すること。
- 2 この表には、職員及び業務用機械器具等一覧表（別記様式第7号）の職員のうち、申請日の直前の月末現在において法令等により資格を取得している者で宮崎県内に従事する常用職員について記載すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
- 3 この表には、職員が有資格者であることを証する書類の写しを添付するとともに、整理番号を記載すること。
- 4 「住所」は、現住所の市町村名まで記載すること。

障がい者の雇用状況調査票

障がい者の分類	雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人 数
① 重度身体障がい者			人
② 重度身体障がい者以外の身体障がい者			人
③ 重度身体障がい者（短時間）			人
④ 重度身体障がい者以外の身体障がい者（短時間）			人
⑤ 重度身体障がい者（特定短時間）			人
A 身体障がい者数 小計 ①×2+②+③+（④+⑤）×0.5			人
⑥ 重度知的障がい者			人
⑦ 重度知的障がい者以外の知的障がい者			人
⑧ 重度知的障がい者（短時間）			人
⑨ 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間）			人
⑩ 重度知的障がい者（特定短時間）			人
B 知的障がい者数 小計 ⑥×2+⑦+⑧+（⑨+⑩）×0.5			人
⑪ 精神障がい者			人
⑫ 精神障がい者（短時間）			人
⑬ 精神障がい者（特定短時間）			人
C 精神障がい者数 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5			人
雇用障がい者数 合計 A+B+C			人
従業員数(常時雇用する労働者の総数)			人

(注) 1 人数については、申請日の直前の月末現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記載すること。

2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者を有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。

(2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。

(3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。

(4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。

(5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。

(6) 「短時間」とは、短時間労働者をさし、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。

(7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。

(8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員（家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。）の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。